

第127回 定時株主総会 招集ご通知

■ 目次

第127回定時株主総会招集ご通知 (添付書類)	1
事業報告	3
計算書類	23
監査報告書	36
株主総会参考書類	40
第1号議案 剰余金の処分の件	40
第2号議案 定款一部変更の件	40
第3号議案 取締役5名選任の件	41
第4号議案 補欠監査役1名選任の件	46

開催日時

2019年3月26日（火曜日）午前10時
（受付開始予定時刻：午前9時）

開催場所

東京都中央区日本橋本町三丁目4番1号
トリイ日本橋ビル
当社本社 10階会議室

書面による 議決権行使期限

2019年3月25日（月曜日）
午後5時30分まで



鳥居薬品株式会社

証券コード 4551

証券コード：4551
2019年3月5日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋本町三丁目4番1号
鳥居薬品株式会社
代表取締役社長 高 木 正一郎

第127回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第127回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年3月25日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

- 1. 日 時** 2019年3月26日（火曜日）午前10時
(受付開始予定時刻：午前9時)
- 2. 場 所** 東京都中央区日本橋本町三丁目4番1号 トリイ日本橋ビル
当社本社 10階会議室
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
- 3. 目的事項**
報 告 事 項 第127期（2018年1月1日から2018年12月31日まで）事業報告及び
計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役5名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

以上

-
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - 株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト (<https://www.torii.co.jp/>) に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(2018年1月1日から
2018年12月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度の医薬品業界を取り巻く事業環境は、厳しい社会保障財政を背景とした薬価制度の抜本改革の実施、競合品を有する製薬企業との競争の激化等により、大変厳しいものとなりました。

このような状況の下、当社におきましては、重点領域である「腎・透析領域」「皮膚疾患領域」「アレルギー領域」「HIV感染症領域」に経営資源を集中し、「リオナ錠(高リン血症治療剤)」の主力製品への育成と後発品が発売された「レミッチ(透析患者における経口そう痒症改善剤)」の売上高の最大化を図るとともに、アレルギー免疫療法の普及に取り組むことにより「シダトレン スギ花粉舌下液(アレルギー免疫療法薬)」及び「ミティキュア ダニ舌下錠(アレルギー免疫療法薬)」の市場拡大、「デシコビ配合錠(抗HIV薬)」及び「ゲンボイヤ配合錠(抗HIV薬)」の更なる市場浸透に努めてまいりました。

当事業年度の経営成績につきましては、以下のとおりです。

区 分	第126期 2017年度	第127期 2018年度 (当事業年度)	増 減 額	増 減 率
売 上 高 (百万円)	64,135	62,551	△ 1,583	△ 2.5%
営 業 利 益 (百万円)	6,281	4,951	△ 1,329	△ 21.2%
経 常 利 益 (百万円)	6,403	5,080	△ 1,322	△ 20.7%
当 期 純 利 益 (百万円)	4,718	1,164	△ 3,553	△ 75.3%

(売上高)

売上高は、62,551百万円と前事業年度に比べ1,583百万円(2.5%)減少しました。これは、製商品売上高については主力製品の価値最大化及び更なる市場浸透・拡大に取り組んだ結果、全体として販売数量は伸長したものの、2018年4月に実施された薬価改定及び後発品の影響を大きく受けたことにより61,835百万円と前事業年度に比べ1,100百万円(1.7%)減少したこと、その他の売上高については手数料収入の減少により716百万円と前事業年度に比べ483百万円(40.3%)減少したことによるものです。

各重点領域における主要な製品・商品の販売状況につきましては、以下のとおりです。

- ・腎・透析領域におきましては、「レミッチ」は後発品及び薬価改定の影響を受ける中、11,598百万円と前事業年度に比べ2,240百万円（16.2%）の減少にとどまりました。「リオナ錠」は市場浸透・拡大に注力したことにより6,603百万円と前事業年度に比べ357百万円（5.7%）増加しました。
- ・皮膚疾患領域におきましては、「アンテベート（外用副腎皮質ホルモン剤）」が主に薬価改定の影響により5,536百万円と前事業年度に比べ745百万円（11.9%）減少しました。
- ・アレルギー領域におきましては、アレルギー免疫療法の普及に注力したことにより「シダトレン スギ花粉舌下液」は1,859百万円と前事業年度に比べ563百万円（43.5%）、2018年2月に小児適応に係る用法・用量の追加承認を取得した「ミティキュア ダニ舌下錠」は1,247百万円と前事業年度に比べ785百万円（170.4%）それぞれ増加しました。なお、「シダトレン スギ花粉舌下液」よりも高力価の製剤であり、より幅広い適用年齢を有し、室温保存で、服薬のしやすさや利便性等を高めたことが特徴である「シダキュア スギ花粉舌下錠（アレルギー免疫療法薬）」につきましては、2018年6月より販売しております。
- ・HIV感染症領域におきましては、「ソルバダ配合錠（抗HIV薬）」が1,436百万円と前事業年度に比べ2,504百万円（63.5%）減少しましたが、2017年1月より販売しております後継品の「デシコビ配合錠」は12,467百万円と前事業年度に比べ3,249百万円（35.3%）増加しました。また、「ゲンボイヤ配合錠」は7,369百万円と前事業年度に比べ1,043百万円（16.5%）増加しました。

（売上原価、販売費及び一般管理費）

費用面におきましては、売上原価は「シダトレン スギ花粉舌下液」「シダキュア スギ花粉舌下錠」の主原料であるスギ花粉在庫について、一過性の廃棄損失を計上したこと等により31,844百万円と前事業年度に比べ550百万円（1.8%）増加しました。一方、販売費及び一般管理費は研究開発費や管理費が減少したこと等により25,755百万円と前事業年度に比べ804百万円（3.0%）減少しました。

（営業利益、経常利益、当期純利益）

以上の結果、営業利益は4,951百万円と前事業年度に比べ1,329百万円（21.2%）、経常利益は5,080百万円と前事業年度に比べ1,322百万円（20.7%）それぞれ減少しました。当期純利益は特別損失に事業構造改革費用*を計上したほか、今後の業績見通し等を勘案して繰延税金資産の一部を取崩したことにより1,164百万円と前事業年度に比べ3,553百万円（75.3%）減少しました。

※ 事業構造改革費用

薬価制度の抜本改革の影響等により長期収載品の収益性が低下している状況を踏まえ、当社で製造している医薬品については、段階的に他社への承継あるいは外部委託製造への切り替え等を行うことにより収益性の改善を図ることとし、また、当社の研究開発機能について、親会社である日本たばこ産業株式会社（以下、「JT」）に統合することとしております。これを受け、当該機能を有する当社佐倉工場及び研究所の固定資産について、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき将来の回収可能性を検討した結果、当事業年度に減損損失2,021百万円を事業構造改革費用として特別損失に計上しております。

なお、2018年11月、JTは、同社が日本国内での独占的開発・商業化権を保有する抗HIV薬6品（「ビリアード錠」「エムトリバカプセル」「ツルバダ配合錠」「スタリビルド配合錠」「ゲンボイヤ配合錠」「デシコビ配合錠」）について、Gilead Sciences Inc.とのライセンス契約を終了することを決定し、併せて、当社はJTと抗HIV薬6品の日本国内における独占的販売権に関する契約の終了を決定しております。これに伴い、当社の翌事業年度における売上高は大きく減少することとなりますが、特別利益に独占的販売権の返還に係る譲渡益406億円を、売上高に経過措置として当社が担う抗HIV薬6品の流通に係る手数料11億円をそれぞれ計上する予定です。

(2) 研究開発活動

当社は、親会社であるJTと医薬事業の研究開発に係る機能分担を行っております。新規化合物の研究開発機能はJTに集中しておりますが、当社においては、既存製品の剤形改良や効能追加、得意とする領域における研究開発を実施しております。また、JTと連携して新規導入品の探索及び共同開発も実施しております。

当事業年度の研究開発費の総額は4,138百万円です。

なお、導入活動・研究（共同）開発活動の主な進捗及び成果につきましては、以下のとおりです。

(腎・透析領域)

- ・高リン血症治療剤「リオナ錠」（開発番号：JTT-751）につきまして、JTと共同で、鉄欠乏性貧血を新適応症とする国内第Ⅲ相臨床試験を実施しております。

(皮膚疾患領域)

- ・JT及び当社は、ニューロキニン1（NK-1）受容体アンタゴニスト（国際一般名：serlopitant）（開発番号：JTS-661）の開発中止を決定し、2016年8月にMenlo Therapeutics社と締結した本剤の日本国内における独占的開発・商業化権に関するライセンス契約を、2018年6月に解約しました。

- ・JTと日本国内における共同開発及び販売に関する契約を締結したJAK阻害剤「JTE-052（デルゴシチニブ）軟膏」につきまして、小児患者を対象とした国内第Ⅲ相臨床試験を実施しております。なお、JTは、2019年1月に成人患者を対象とした日本国内における製造販売承認を申請しております。

（アレルギー領域）

- ・当社が日本国内において販売中の「ミティキュア ダニ舌下錠」（開発番号：TO-203）につきまして、2018年2月に小児適応に係る用法・用量の追加承認を取得しました。

(3) 設備投資等の状況

当事業年度において、総額で811百万円の設備投資を行いました。

有形固定資産に係る設備投資は660百万円であり、主な内容は生産能力の維持向上を目的とする製造設備への投資です。また、無形固定資産に係る投資は150百万円であり、主な内容は業務の効率化等を目的とするソフトウェアへの投資です。

(4) 資金調達の状況

当事業年度において、増資又は社債の発行等による資金調達は行っておりません。

(5) 対処すべき課題

① 会社の経営の基本方針

当社の企業ミッションは「世界に通用する医薬品を通じて、お客様、株主、社会、社員に対する責任を果たすとともに、人々の健康に貢献する」ことです。

お客様、株主、社会、社員に対する責任とは、高品質の事業活動によって生み出される資金を循環／拡大することを通じて、お客様、株主、社会、社員の四者に対する責任をバランス良く果たし、満足の総和を高めていくことであると考えます。

お客様に対しては、より良い薬、正しい情報を医療関係者を通じて患者様に提供することにより、人々のQOL（Quality Of Life）向上に貢献するように努めます。

株主に対しては、適時適切に会社情報を開示するとともに、適正な利潤の還元と企業価値の増大を図るように努めます。

社会に対しては、高度な倫理観を保持し、社会要請に応じた事業活動を通じて、より良き企業市民となるように努めます。

社員に対しては、個々人を尊重し、成長の機会を均等に与え、公正な評価に基づく処遇を推進することにより、働きがいを実感できるように努めます。

② 中期的な会社の経営戦略と対処すべき課題

<「中期経営計画2018」の総括>

当社は、2016年度から2018年度までの3ヶ年を対象期間とする「中期経営計画2018」を策定し、持続的な事業成長と中長期的な企業価値の向上の実現に向け取り組んでまいりました。達成状況は、以下のとおりです。

(経営目標の達成状況)

区 分	第127期 2018年度 (目標)	第127期 2018年度 (実績)	増 減 額
売 上 高 (億 円)	620	625	5
営 業 利 益 (研究開発費控除前) (億 円)	80	90	10
1 株 当 たり 配 当 金 (円/年)	48	(予定) 48	—

「中期経営計画2018」の策定時には想定していなかった薬価制度の抜本改革により大きな影響を受ける中、最大限の売上高確保及び効率的な事業運営等に努めた結果、売上高625億円、営業利益(研究開発費控除前)90億円と、売上高及び営業利益(研究開発費控除前)の目標を達成しました。また、配当につきましては、継続的かつ安定的に実施する基本方針の下、将来へ向けた投資等を勘案したうえで、「中期経営計画2018」の最終年度である2018年度においても年間48円の配当を実施する予定です。

(導入等の状況)

「中期経営計画2018」の期間中、中長期的な成長に向けた事業投資を積極的に実施し、計5件の導入等を実施しました。(乾癬治療薬トルツの販売提携、そう痒症改善剤JTS-661^{*1}、外用JAK阻害剤JTE-052、HIF-PH阻害薬JTZ-951、calcifediol徐放製剤^{*2}の導入契約)

※1：ライセンス契約を締結し開発を開始したものの、その後開発中止を決定し、契約を解約しました。

※2：JTがライセンス契約を締結しました。販売は当社が行う予定です。

<「中期経営計画2021」の概要>

(新中期経営計画の概要)

医薬品業界を取り巻く事業環境は、新薬開発の難度の高まりや研究開発費の高騰、国際競争の激化等により事業リスクが増大する中、特に国内市場においては、薬価制度の抜本改革、後発品の使用促進等、医療費抑制の要請が強まっており、今後更に厳しさが増すものと想定されます。こうした厳しい環境変化に加え、当社においては、抗HIV薬6品の日本国内における独占的販売権に関するライセンス契約を終了した影響は非常に大きく、収益の大幅な悪化が避けられない状況です。

こうした厳しい環境変化を踏まえ、当社では、2022年度の営業利益^{*3}黒字化と以降の継続的な利益創出の実現を目指した今後3ヶ年の計画を「中期経営計画2021」として策定しました。「中期経営計画2021」の3ヶ年において、a.事業構造改革、b.成長戦略に取り組み、収益構造を抜本的に改善するとともに、中長期的な成長のために必要な施策を着実に実施してまいります。また、事業構造を大きく変革していく中にあっても、c.ステークホルダーからの信頼維持につきまちは、引き続き重要課題と認識し、取り組みを継続してまいります。

※3：新規事業投資（新規導入品の獲得、M&A等を含む投資）に係る費用を除く営業利益。

(施策)

a. 事業構造改革

・組織・機能・人員の最適化

事業規模に見合った最適な組織・機能・人員とするため、特別転身支援制度（希望退職の募集）を実施するとともに、研究開発機能のJTへの統合、支店の統廃合、本社組織の再編等を行うほか、工場生産品目の段階的な縮小を行います。

・資源配分の見直し・パフォーマンス最大化

当社のフランチャイズ領域である「腎・透析領域」「皮膚疾患領域」「アレルギー領域」において、各領域の状況、当社の強み等を勘案したうえで戦略的な資源配分を実施し、効率的な事業体制の構築・運営を行います。また、長期収載品については、今後の収益性低下を踏まえ、他社への承継／製造委託を進めます。

b. 成長戦略

・JTとの共同開発品の上市及び価値最大化

皮膚疾患領域ではJTE-052（現在申請中）の上市及び価値最大化、腎・透析領域では、JTT-751（リオナ錠の適応追加：現在国内第Ⅲ相臨床試験）、JTZ-951（現在国内第Ⅲ相臨床試験）の上市及び価値最大化を推進します。

- ・新規導入品の獲得及びJTとの連携強化による革新的医薬品の共同開発の推進
現フランチャイズ領域の周辺まで探索・導入・共同開発のターゲットを拡大し、当社及びJTの強みを生かした柔軟な戦略を展開します。また、calcifediol徐放製剤については、JTと連携して着実なステップアップを目指します。
- ・上記の実現・推進に向けた組織・機能強化
JTとの連携・協業の更なる推進を図るほか、製品戦略機能を担う組織の新設や、ビジネスディベロップメント部に新規導入品の獲得に必要な機能を集約する等、製品価値最大化や導入活動の充実強化に向けた組織・機能強化を推進します。また、販売情報提供活動ガイドライン等の社会的要請や医療ニーズの変化に適切かつ確に対応した活動体制を整備するとともに、MR及びMSL^{*4}の更なる能力向上に努めます。
 - ※4：メディカルサイエンスリエゾン (Medical Science Liaison)
営業部門から独立し、医学的・科学的な面から製品の適正使用、製品価値の至適化等を推進します。

c. ステークホルダーからの信頼維持

- ・コーポレートガバナンス、コンプライアンスの充実・強化、各種規制対応の取り組み
コーポレートガバナンス充実・強化、コンプライアンスの推進の取り組みを継続するとともに、コーポレートガバナンスコード改定、販売情報提供活動ガイドライン等の社会からの要請の変化にも適切に対応します。

なお、「中期経営計画2021」の3ヶ年の配当については、「継続的かつ安定的に実施する」との基本方針の下、将来へ向けた投資等を勘案したうえで、従来と同水準の配当を継続していく考えです。

(6) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第124期 2015年度	第125期 2016年度	第126期 2017年度	第127期 2018年度 (当事業年度)
売 上 高 (百万円)	62,378	60,206	64,135	62,551
当 期 純 利 益 (百万円)	3,527	2,839	4,718	1,164
1 株当たり当期純利益(円)	124.65	100.41	168.22	41.51
総 資 産 額 (百万円)	98,868	98,525	104,741	103,546
純 資 産 額 (百万円)	82,826	83,556	87,119	87,092
1 株当たり純資産額(円)	2,926.81	2,978.80	3,105.68	3,103.28

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社はJTです。JTは当社の株式15,398.8千株（議決権比率54.9%）を保有しております。なお、当社はJTの医療用医薬品の仕入販売を行っております。また、当社は、JTと医薬事業に関し機能分担を行っており、新規化合物の研究開発機能はJTに集中し、製造・販売機能は当社が担っております。

② 子会社の状況

該当事項はありません。

③ 親会社との間の取引に関する事項

親会社との主な取引として医薬品の仕入等があります。当該取引を行う際におきましては、他社との取引と同様に、適正な価格水準、取引条件により行っており、品目毎に契約を締結しております。なお、当該契約は、環境の変化に応じて適宜適切にこれを見直しております。

また、金銭の貸借等につきましては、金利・手数料等を勘案のうえ有利な取引先の一つとして、当社独自の判断で活用しております。

なお、親会社との重要な取引に係る決定を行う場合には、必要に応じて外部の有識者から見解を入手したうえ、親会社と利害関係を有しない社外役員に意見を求める等の措置を講ずることとしております。

これらの取引は、取締役会等が当社の社内規程に基づき、当社独自の意思決定を行っており、意思決定手続の正当性について問題はないものと考えております。

(8) 主要な事業内容 (2018年12月31日現在)

医薬品の製造, 販売

(9) 主要な事業所 (2018年12月31日現在)

本 店	東京都中央区
支 店	札幌支店 (札幌市), 仙台支店 (仙台市), 北関東支店 (高崎市), 南関東支店 (さいたま市), 東京支店 (東京都新宿区), 横浜支店 (横浜市), 名古屋支店 (名古屋市), 京都支店 (京都市), 大阪支店 (大阪市), 神戸支店 (神戸市), 高松支店 (高松市), 広島支店 (広島市), 福岡支店 (福岡市), 南九州支店 (熊本市)
工 場	千葉県佐倉市
研 究 所	千葉県佐倉市

(10) 従業員の状況 (2018年12月31日現在)

従業員数	前事業年度末比増減
1,049名	25名減

(注) 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人数です。

(11) 主要な借入先 (2018年12月31日現在)

該当事項はありません。

(12) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2018年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 54,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 28,800,000株(自己株式738,846株を含む)
- (3) 株主数 4,728名
- (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
日本たばこ産業株式会社	15,398,800株	54.87%
イーシーエムエムエフ	997,100株	3.55%
日本証券金融株式会社	810,100株	2.88%
立花証券株式会社	503,300株	1.79%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	454,600株	1.62%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	384,800株	1.37%
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505223	376,819株	1.34%
株式会社三井住友銀行	340,800株	1.21%
鳥居薬品従業員持株会	335,092株	1.19%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	298,900株	1.06%

- (注) 1. 当社は、自己株式を738,846株保有しておりますが、上表には含めておりません。
2. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式を控除した株式数（28,061,154株）を基準に算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
3. 株主名は、株式会社証券保管振替機構から通知された「総株主通知」に基づき記載しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

当事業年度の末日に当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

名 称	鳥居薬品株式会社 第1回新株予約権
決議年月日	2016年3月24日
新株予約権の数	205個
保有人数	当社取締役7名
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 20,500株 (新株予約権1個当たり当社の普通株式100株)
新株予約権の発行価額	新株予約権1個当たり 42,770円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 273,600円 株式1株当たり 2,736円
新株予約権の行使期間	2018年4月9日～2021年4月8日

(注) 上記のうち取締役1名が保有する新株予約権は、取締役就任前に交付されたものです。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2018年12月31日現在）

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
高木正一郎	代表取締役社長	
田村明彦	常務取締役	医薬営業グループ担当
梅田高弘	常務取締役	企画・支援グループリーダー
假屋ゆう子	取締役	信頼性保証グループリーダー
角南正記	取締役	生産グループリーダー (兼) 佐倉工場長
掛江敦之	取締役	開発グループリーダー (兼) ビジネスディベロップメント部長
藤原勝伸	取締役	医薬営業グループリーダー
松田剛一	取締役	医薬営業副グループリーダー (兼) 営業企画部長
鳥養雅夫	取締役	弁護士（桃尾・松尾・難波法律事務所パートナー） 株式会社ツクイ社外取締役（監査等委員）
福岡敏夫	取締役	税理士（福岡敏夫税理士事務所代表） 富士古河E & C株式会社社外監査役
古谷幸友	常勤監査役	
八ッ本泰之	常勤監査役	
出雲栄一	監査役	公認会計士（出雲公認会計士事務所代表） 株式会社ベネッセホールディングス社外監査役
松村卓治	監査役	弁護士（アンダーソン・毛利・友常法律事務所パートナー） 株式会社プロライフグループ社外監査役

- (注) 1. 取締役 鳥養雅夫及び福岡敏夫は、社外取締役です。
 2. 監査役 出雲栄一及び松村卓治は、社外監査役です。
 3. 監査役 出雲栄一は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものです。
 4. 取締役 鳥養雅夫及び福岡敏夫並びに監査役 出雲栄一及び松村卓治は、東京証券取引所の規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。
 5. 監査役 出雲栄一は、2018年6月27日付けで株式会社インテージホールディングスの社外取締役（監査等委員）を退任いたしました。
 6. 監査役 松村卓治は、2018年6月28日付けで株式会社JPホールディングスの社外取締役を退任いたしました。
 7. 監査役 福岡敏夫は、2018年3月28日開催の第126回定時株主総会の終結の時をもって辞任により退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役 鳥養雅夫及び福岡敏夫並びに監査役 古谷幸友、八ツ本泰之、出雲栄一及び松村卓治との間で、当社定款の定めに基づき、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額です。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役会は、取締役の報酬について、以下の方針・手続に従い決定しております。

- ・代表取締役は、年1回、取締役の報酬制度、水準、個人別の報酬額等に関して独立社外取締役に説明を行い、適切な助言を得る機会を確保する。
- ・業務執行取締役の報酬は、役位別に月額報酬と賞与で構成する。賞与は、個人評価に連動する部分と、業績に連動する部分で構成する。他方、非業務執行取締役の報酬は、役位別の月額報酬とする。また、中長期のインセンティブとして、取締役（社外取締役を除く）は譲渡制限付株式報酬制度の対象とする。

監査役の報酬は、常勤・非常勤別に月額報酬のみとし、監査役の協議により決定しております。

当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額につきましては、以下のとおりです。

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)				対象となる 役員の数 (名)
		基本報酬	ストック・ オプション	賞 与	譲渡制限付 株式報酬	
取 締 役 (社外取締役除く)	257	175	1	59	21	8
社外取締役	24	24	—	—	—	3
計	281	199	1	59	21	11
監 査 役 (社外監査役除く)	45	45	—	—	—	2
社外監査役	21	21	—	—	—	3
計	67	67	—	—	—	5

(注) 1. 2007年6月21日開催の第115回定時株主総会での決議により、取締役の賞与を含めた報酬額は年額300百万円以内、監査役の報酬額は年額72百万円以内となっております。また、これとは別枠で、2018年3月28日開催の第126回定時株主総会での決議により、ストック・オプション制度に代えて譲渡制限付株式報酬制度を新たに導入することとし、取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬額は年額66百万円以内となっております。

2. 2017年度以降、ストック・オプションの新たな付与は行っておりません。上記のストック・オプションの額は、過年度にストック・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度の費用計上額です。
3. 上記の譲渡制限付株式報酬の額は、譲渡制限付株式の付与のための報酬に係る当事業年度の費用計上額です。
4. 対象となる役員の数には、2018年3月28日開催の第126回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。なお、2018年12月31日現在の取締役の人数は10名であり、監査役の人数は4名です。
5. 2018年3月28日開催の第126回定時株主総会の終結の時をもって監査役を退任し、取締役に就任した福岡敏夫については、取締役在任期間分は取締役に、監査役在任期間分は監査役に、それぞれ区分して上記の総額と員数に含めております。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 社外役員の重要な兼職先と当社との関係
記載すべきものではありません。
- ② 主要取引先等特定関係事業者との関係
記載すべきものではありません。
- ③ 社外役員の当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取 締 役	鳥 養 雅 夫	当事業年度の取締役会には、14回中12回出席し、主に弁護士として培ってきた知識・経験に基づき、適宜発言を行っております。
取 締 役	福 岡 敏 夫	2018年3月28日の取締役就任以降に開催された当事業年度の取締役会には、11回中9回出席し、主に国税職員及び税理士として培ってきた知識・経験に基づき、適宜発言を行っております。
監 査 役	出 雲 栄 一	当事業年度の取締役会には、14回中14回出席し、また、監査役会には、13回中13回出席し、主に公認会計士として培ってきた知識・経験に基づき、適宜発言を行っております。
監 査 役	松 村 卓 治	2018年3月28日の監査役就任以降に開催された当事業年度の取締役会には、11回中9回出席し、また、監査役会には、9回中9回出席し、主に弁護士として培ってきた知識・経験に基づき、適宜発言を行っております。

- ④ 親会社又は親会社の子会社から当事業年度において役員として受けた報酬等の総額
記載すべきものではありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|----------------------------|-------|
| ① 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬 | 38百万円 |
| ② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 38百万円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額には、これらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部門及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積もりの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められるときや、当社にとってより適切な監査体制の整備が必要と判断されるときには、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

6. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制に関する事項

(1) 業務の適正を確保するための体制の整備についての決定の内容の概要

当社におけるコーポレートガバナンスとは、企業ミッションである「世界に通用する医薬品を通じて、お客様、株主、社会、社員に対する責任を果たすとともに、人々の健康に貢献する」ことの遂行に向け、経営環境の変化に迅速かつ適切に対処し、公正かつ透明な経営を実行するための仕組みのことであり、コーポレートガバナンスの充実が、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上につながるものと認識し、この考え方にに基づき、実効性のあるガバナンス体制の構築の観点から、内部統制システムの構築に関する基本方針の運用・整備に努めるものとします。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

<コンプライアンス体制>

当社は、コンプライアンスの推進を重要な経営課題の一つとして認識し、その実効性を高めるため、コンプライアンス体制に関する規則を整備し、取締役会に直結する機関として、取締役及びグループリーダーで構成し監査役も出席するコンプライアンス委員会（委員長は社長）を設置し、また、全社に関するコンプライアンス推進活動を所管するコンプライアンス推進部を設置します。

- ・コンプライアンス委員会は、コンプライアンスの推進状況等を把握し、コンプライアンスの推進に関する重要事項を審議・決定しますが、重大なコンプライアンス違反又はそのおそれがあると認められる行為に対する所要の措置等については取締役会に上程します。
- ・コンプライアンス推進部は、法令等の遵守を徹底するほか、取締役及び使用人が共有すべき価値観、倫理観及び遵守すべき規準を記載した指針等を作成・配付のうえ積極的かつ継続的に教育・啓発活動を行います。
- ・法令違反等の事実又はそのおそれを早期に認識するため、社内及び社外に通報窓口等を設置し、通報があった場合には調査を行い、必要な措置を講じます。

<財務報告の信頼性を確保するための体制>

金融商品取引法等に基づき、財務報告に係る内部統制システムを整備・運用するとともに、これを評価・報告する体制を構築します。なお、監査部と財務報告に係る内部統制所管部門は、会計監査人と協議のうえ年間計画等を作成し、進捗管理を行うことで連携を図ります。

<内部監査体制>

内部監査については、監査部が所管し、社長直属の組織として客観的な観点から、重要性及びリスクを考慮して、経営活動全般にわたる管理・運営の制度及び業務執行状況を検討評価し、社長に対して、その結果に基づく情報の提供並びに改善等の提言を行います。また、監査部は、内部監査計画・実績の共有や意見交換の場等を通じて、会計監査人及び取締役（独立社外取締役を含む）との連携を行います。

<適時開示体制>

金融商品取引法等の規定に基づく情報開示については、原則として、経営企画部が所管し、取締役会又は社長の承認を得て公表を行います。

<独立社外取締役のみの会合等>

独立社外取締役は、情報交換・認識共有を図るため、独立社外取締役のみの会合を行うとともに、取締役会以外の場で、その他取締役との意見交換等を行います。

<会計監査人との会合等>

会計監査人による適正な監査を担保するため、会計監査人と代表取締役及び独立社外取締役等との会合等を行います。

<その他>

職務の執行に係る重要な案件を決定する場合は、必要に応じて外部の専門家（弁護士等）に相談し、適法性を確保します。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会議事録、取締役会議事録、職務の執行に係る決裁文書その他の重要な情報について、法令及び情報管理・文書管理等に関する社内規則に従い、適切な取り扱いを行います。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・常にリスク情報を収集し、危機の早期発見に努めるとともに、平時より損失の最小化を図るために、物理的対策、教育等による人的対策、保険による損失の転嫁を含め不断の危機対策を行います。
- ・より実効的な危機管理を行うために、危機管理に関する包括的規則及び個別危機事象に対する対応規則・マニュアル等の制定及び継続的な見直しを行います。
- ・危機の早期認識のため緊急連絡体制を整備し、危機発生に際しては、危機管理に関する規則に基づき緊急対策本部を立ち上げ、緊急対策本部長に当該危機に対応する意思決定権限を持たせる体制とします。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

<取締役会>

- ・取締役会は、原則毎月1回開催しますが、必要に応じて機動的に開催します。
- ・取締役会は、法令及び定款に定められた事項並びに重要な事項の決定、取締役の職務の執行の監督を行い、また、代表取締役及び業務執行取締役から職務執行状況の報告を受けます。

<権限委譲と責任体制>

- ・経営会議は、原則毎週1回開催し、業務全般にわたる経営方針及び基本計画に関する事項等を中心に、経営上の重要事項に関する審議を行います。
- ・社内規則に基づき、取締役の職務の執行が効率的に行われるために適切と考えられる組織を設け、職制を配置し、権限を業務執行者に付与し、円滑な業務運営を図ります。

- ⑤ 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・当社と親会社である日本たばこ産業株式会社（うち医薬事業部門）とは、医薬品に関する製品及びサービスにおいて、各々の強みを生かし、当社は主に製造と販売の機能を担っており、親会社は研究開発の機能を担っています。この機能分担は、当社の企業ミッションを遂行するうえで最適化を図るためのものであり、この機能分担により一定の独立関係を確保しつつ、かつ協力関係を保ちながら、適正に業務を遂行します。
 - ・主要株主との取引は、社内規程に基づき、取締役会等において決定し、年間の取引実績を取締役に報告します。なお、主要株主との取引等に係る決定を行う場合には、必要に応じて、外部の有識者から見解を入手したうえ、主要株主と利害関係を有しない社外役員に意見を求める等の措置を講じます。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びに当該使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 監査役にその職務を補助すべき使用人が必要な場合は、監査業務の専門性、当該使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に配慮し、当該使用人の人材選定にあたり監査役会と協議します。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役会又は監査役に報告をするための体制その他の監査役会又は監査役への報告に関する体制
- 取締役及び使用人が会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合に、当該事実が、速やかに監査役に伝わるよう、以下の体制とします。
- ・監査役は、取締役会のほか、経営会議等の重要な会議に出席できます。
 - ・監査役から重要な文書の閲覧、実地調査、報告を求められたときは、迅速かつ適切に対応します。なお、監査役からの求めにより、取締役は毎年度末に職務執行状況に関する確認書を提出します。

- ・情報交換及び意思疎通を図るため、監査役と代表取締役との定期会合及び他の取締役（独立社外取締役を含む）、執行役員、部門長等と面談をする機会を確保します。
- ・監査部は、監査計画の策定とその計画に基づいた監査実施活動について監査役と連携を図るとともに、監査役に対し業務監査結果等の報告を行います。
- ・コンプライアンス推進部は、監査役に対して、内部通報の状況等を定期的に報告します。

⑧ 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役へ報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わないことについて周知徹底します。

⑨ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が費用の前払い等を請求したときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。また、監査にかかる諸費用については、監査の実効を担保すべく予算を措置します。

⑩ その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役と会計監査人は、定期あるいは随時に会合を行い、監査報告書の説明、監査計画等について情報交換等を行い、連携を図ります。

⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方と整備状況

当社は、良き企業市民として、より良き社会の実現のため、「市民社会の秩序又は安全に脅威を与える反社会的勢力・団体との関係を排除するとともに、断固として対決する」「これらの活動を助長するような行為を行わない」「トラブル等が発生した場合は会社をあげて立ち向かう」旨を周知徹底します。

社内体制としては、各拠点に担当者を配置し、研修受講のほか、随時、関係行政機関や顧問弁護士等との連携を図ります。また、適切な対応を行うために「対応マニュアル」を定め、常時閲覧可能とします。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における内部統制システムの運用状況の概要は以下のとおりです。

- ① コンプライアンス委員会を2回開催し、コンプライアンス推進活動の状況、内部通報の内容・対応等につき、コンプライアンス推進部等から報告等を行っております。
- ② 取締役会を14回開催し、重要事項の決定等を行っております。また、経営会議を40回開催し、重要事項の審議等を行っております。なお、本会議体等の場において、損失が伴うおそれのあるリスク情報とその対応の報告、検討を行っております。
- ③ 金融商品取引法等に基づく財務報告に係る内部統制システムを整備・運用し、一部のプロセスを除き、評価は終了しております。なお、現時点で、会計監査人から重要な不備の指摘を受けておりません。
- ④ 監査部は、内部監査を実施し、その結果を取締役に報告しているほか、社長、社外取締役、会計監査人等と定期あるいは随時に会合を行っております。
- ⑤ 監査役は、重要な会議への出席のほか、コンプライアンス推進部、監査部、会計監査人と定期あるいは随時に会合を行うとともに、代表取締役との定期会合、取締役等との面談・情報交換も実施しております。
- ⑥ 反社会的勢力排除に向けた対応として、社員の外部研修への参加、「特殊暴力対策マニュアル対応要領編（公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会）」の社員への配布による啓発活動を実施しております。

貸借対照表

(2018年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	80,240	流動負債	14,274
現金及び預金	3,484	買掛金	6,657
キャッシュ・マネジメント・システム預託金	9,169	リース負債	85
売掛金	27,137	未払金	4,077
有価証券	28,606	未払費用	757
商品及び製品	4,722	未払法人税等	852
仕掛品	626	預り金	409
原材料及び貯蔵品	2,965	賞与引当金	675
前払費用	325	役員賞与引当金	63
繰延税金資産	1,786	返品調整引当金	6
その他	1,414	その他	689
固定資産	23,305	固定負債	2,178
有形固定資産	3,431	リース負債	380
建物	1,387	繰延税金負債	292
構築物	6	退職給付引当金	1,077
機械及び装置	644	資産除却負債	151
車両運搬具	1	その他	276
工具、器具及び備品	218	負債合計	16,453
土地	446	(純資産の部)	
リース資産	627	株主資本	86,217
建設仮勘定	99	資本金	5,190
無形固定資産	669	資本剰余金	6,426
借地権	69	資本準備金	6,416
ソフトウェア	567	その他資本剰余金	10
その他	32	利益剰余金	76,056
投資その他の資産	19,204	利益準備金	1,297
投資有価証券	13,770	その他利益剰余金	74,759
従業員に対する長期貸付金	0	別途積立金	56,130
長期前払費用	4,793	繰越利益剰余金	18,629
その他	641	自己株式	△ 1,455
貸倒引当金	△ 2	評価・換算差額等	864
		その他有価証券評価差額金	864
資産合計	103,546	新株予約権	11
		純資産合計	87,092
		負債純資産合計	103,546

損 益 計 算 書

(2018年1月1日から
2018年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		62,551
売 上 原 価		31,844
売 上 総 利 益		30,707
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		25,755
営 業 利 益		4,951
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	4	
有 価 証 券 利 息	49	
受 取 配 当 金	23	
為 替 差 益	5	
そ の 他	54	136
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	0	
そ の 他	6	7
経 常 利 益		5,080
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	5	
災 害 に よ る 損 失	22	
事 業 構 造 改 革 費 用	2,021	2,049
税 引 前 当 期 純 利 益		3,030
法 人 税 , 住 民 税 及 び 事 業 税	1,329	
法 人 税 等 調 整 額	536	1,865
当 期 純 利 益		1,164

株主資本等変動計算書

(2018年1月1日から
2018年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		
		資本準備金	その 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計		その他利益剰余金 別途積立金	繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計
当期首残高	5,190	6,416	—	6,416	1,297	56,130	18,810	76,238
当期変動額								
剰余金の配当							△ 1,346	△ 1,346
当期純利益							1,164	1,164
自己株式の取得								
自己株式の処分			10	10				
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)								
当期変動額合計	—	—	10	10	—	—	△ 181	△ 181
当期末残高	5,190	6,416	10	6,426	1,297	56,130	18,629	76,056

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当期首残高	△ 1,480	86,364	745	745	9	87,119
当期変動額						
剰余金の配当		△ 1,346				△ 1,346
当期純利益		1,164				1,164
自己株式の取得	△ 0	△ 0				△ 0
自己株式の処分	25	35				35
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)			118	118	1	120
当期変動額合計	24	△ 146	118	118	1	△ 26
当期末残高	△ 1,455	86,217	864	864	11	87,092

個 別 注 記 表

(2018年1月1日から
2018年12月31日まで)

【継続企業の前提に関する注記】

該当事項はありません。

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

(1) 時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

(2) 時価のないもの

移動平均法による原価法

2. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	15～50年
機械及び装置	8年
工具、器具及び備品	2～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 長期前払費用

均等償却

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員への賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額に基づき、当事業年度負担額を計上しております。

(4) 返品調整引当金

事業年度末日後に予想される返品による損失に備えて、製品・商品の返品見込額に対する売買利益相当額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。

7. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

【貸借対照表に関する注記】

1. 関係会社に対する金銭債権・債務

短期金銭債権	10,144百万円
短期金銭債務	3,441百万円
長期金銭債務	120百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 19,595百万円

3. 「キャッシュ・マネージメント・システム預託金」は、JTグループにおいて国内グループ会社を対象としたキャッシュ・マネージメント・システムを統括している日本たばこ産業株式会社への資金の預託です。

【損益計算書に関する注記】

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	554百万円
仕入高	12,412百万円
販売費及び一般管理費	38百万円
営業取引以外の取引高	4百万円

2. 研究開発費の総額 4,138百万円

3. 事業構造改革費用

当事業年度において、当社は、以下の資産グループについて減損損失を事業構造改革費用として計上しております。

場 所	用 途	種 類	金額 (百万円)
佐倉工場・研究所 (千葉県佐倉市)	医薬品の生産・研究設備	建物、機械及び装置、土地等	2,021

当社は、継続してキャッシュ・フローの把握が可能な最小の単位で事業用資産をグルーピングしており、賃貸資産等については個々にグルーピングを行っております。

当社は、薬価制度の抜本改革の影響等により長期収載品の収益性が低下している状況を踏まえ、当社で製造している医薬品については、段階的に他社への承継あるいは外部委託製造への切り替え等を行うことにより収益性の改善を図ることとし、また、当社の研究開発機能について、親会社である日本たばこ産業株式会社に統合することとしております。これを受け、当該機能を有する佐倉工場・研究所の医薬品生産・研究設備について、事業用資産から処分予定資産へグルーピングを見直し、帳簿価額を回収可能価額まで減額して、当該減少額を減損損失(2,021百万円)として特別損失の事業構造改革費用に計上しております。

その内訳は、建物1,402百万円、機械及び装置253百万円、土地234百万円、その他130百万円です。

なお、当資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを6.57%で割引いて計算しております。

【株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(千株)	28,800	—	—	28,800

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(千株)	751	0	13	738

(変動事由の概要)

普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取りによるものです。また、普通株式の自己株式の株式数の減少13千株は、取締役会決議に基づく譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分によるものです。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2018年3月28日 定時株主総会	普通株式	673	24.00	2017年12月31日	2018年3月29日
2018年7月30日 取締役会	普通株式	673	24.00	2018年6月30日	2018年9月4日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2019年3月26日開催の定時株主総会において、以下のとおり決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年3月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	673	24.00	2018年12月31日	2019年3月27日

4. 新株予約権等に関する事項

普通株式 26,400株

【税効果会計に関する注記】

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)	
前払研究開発費	1,173百万円
減損損失	640百万円
退職給付引当金	329百万円
賞与引当金	206百万円
たな卸資産評価損	142百万円
未払事業税等	68百万円
その他	412百万円
繰延税金資産小計	2,973百万円
評価性引当額	△1,098百万円
繰延税金資産合計	1,875百万円
(繰延税金負債)	
その他有価証券評価差額金	△ 376百万円
その他	△ 4百万円
繰延税金負債合計	△ 381百万円
繰延税金資産の純額	<u>1,494百万円</u>

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.9%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.5%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 0.0%
住民税均等割	2.3%
法人税額の特別控除額	△ 9.4%
評価性引当額の増減額	36.3%
その他	△ 0.9%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>61.6%</u>

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、新たな事業投資に備え、余資については主に流動性・安全性を重視した金融商品で運用を行っております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の与信管理規定に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を半期ごとに把握する体制をとっております。

有価証券及び投資有価証券は、主に、余資運用のため保有する債券等及び業務上の関係を有する企業の株式であり、債券・株式等発行体の信用リスク、並びに市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、ほとんどが1年以内の支払期日です。また、その一部には外貨建のものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、外貨建の営業債務に係る為替変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引です。また、デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限等を定めた社内規程に従って行っております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません((注)2を参照下さい)。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	3,484	3,484	—
(2) キャッシュ・マネージメント・システム預託金	9,169	9,169	—
(3) 売掛金	27,137	27,137	—
(4) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	42,267	42,267	—
資 産 計	82,059	82,059	—
(1) 買掛金	6,657	6,657	—
(2) 未払金	4,077	4,077	—
(3) 未払法人税等	852	852	—
負 債 計	11,587	11,587	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

《資産》

(1) 現金及び預金, (2) キャッシュ・マネージメント・システム預託金, 並びに (3) 売掛金

これらはすべて短期であるため, 時価は帳簿価額と近似していることから, 当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について, 株式は取引所の価格によっており, 債券等は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

また, 預金と同様の性格を有する合同運用の金銭信託及び信託受益権は短期で決済されるため, 時価は帳簿価額と近似していることから, 当該帳簿価額によっております。

その他有価証券において, 種類ごとの取得原価又は償却原価, 貸借対照表計上額及びこれらの差額は次のとおりです。

(単位: 百万円)

区 分	種 類	取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	差 額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	(1) 株式	357	1,593	1,235
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	4,806	4,814	8
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	4,000	4,024	24
	小 計	9,164	10,432	1,268
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	100	100	△ 0
	② 社債	21,761	21,734	△ 27
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	10,000	10,000	—
	小 計	31,861	31,834	△ 27
合 計		41,026	42,267	1,240

《負債》

(1) 買掛金, (2) 未払金, 並びに (3) 未払法人税等

これらはすべて短期であるため, 時価は帳簿価額と近似していることから, 当該帳簿価額によっております。

《デリバティブ取引》

為替予約取引を行っておりますが, 重要性が乏しいため記載を省略しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式	110

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もるには過大なコストを要すると見込まれます。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、(4)有価証券及び投資有価証券には含めておりません。

3. 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

区 分	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
(1) 現金及び預金	3,484	—	—	—
(2) キャッシュ・マネージメント・システム預託金	9,169	—	—	—
(3) 売掛金	27,137	—	—	—
(4) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	28,606	4,450	7,617	—

【関連当事者との取引に関する注記】

1. 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の 名称	議決権等 の所有(被 所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	日本たばこ産 業(株)	被所有 直 接 54.9%	医薬品の仕入 金銭の貸借等	医薬品 の仕入	12,412	買掛金	2,942
				資金の預託	—	キャッシュ・マ ネージメント・ システム預託金	9,169

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 医薬品の仕入については、品目毎に売買契約を締結し、適正な価格、取引条件により行っております。なお、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 資金の預託については、市場金利に連動した利率を適用しております。

2. 子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

3. 兄弟会社等

重要な取引に該当する取引がないため記載しておりません。

4. 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

【1株当たり情報に関する注記】

1株当たり純資産額	3,103円28銭
1株当たり当期純利益	41円51銭

【追加情報】

(抗HIV薬6品の日本国内における独占的販売権に関するライセンス契約の終了)

2018年11月、当社と日本たばこ産業株式会社(以下、「JT」)は、抗HIV薬6品の日本国内における独占的販売権に関するライセンス契約の終了について合意しておりました。2019年1月、当社は、抗HIV薬6品の日本国内における独占的販売権をJTに返還し、JTから独占的販売権の返還の対価として421億円の支払いを受けました。なお、2019年1月以降、抗HIV薬6品に係る医療機関に対する全ての情報提供活動をギリアド・サイエンシズ株式会社(以下、「Gilead K.K.」)が行っております。また、JTからGilead K.K.へ抗HIV薬6品の日本国内における製造販売承認の承継が完了するまでの経過措置として、一定の期間、抗HIV薬6品の日本国内における流通については当社が担っており、JTからその間の流通に係る手数料として11億円の支払いを受けております。

【重要な後発事象に関する注記】

(特別転身支援制度の実施)

当社は、2019年2月6日に開催しました取締役会において、当社社員を対象とした特別転身支援制度の実施を決定しました。

1. 特別転身支援制度を実施する理由

当社は、2019年度を初年度とする新中期経営計画を策定し事業構造改革に取り組むこととしており、その一環として、人員数の最適化を目的とした特別転身支援制度(希望退職者の募集)を実施することとしました。

2. 特別転身支援制度の概要

募集人数：特に定めず

対象者：コーポレート部門、営業部門は2019年4月1日時点で勤続年数が満2年以上の社員
技術部門は2019年4月1日時点で勤続年数が満2年以上かつ2020年3月末日時点で年齢が50歳以上に達している社員(製造・物流部門を除く)

募集期間：2019年4月15日から2019年5月31日まで

退職日：2019年9月30日

優遇措置：通常の退職金に割増退職金の加算を行います。さらに、本制度を利用して退職する社員に対して、本人の要望に応じて再就職のための支援を行います。

その他：上記施策のほか、2020年4月新卒採用の休止、定年退職後再雇用社員・契約社員については契約の調整等を併せて実施予定です。

3. 業績影響

本制度の実施に伴い発生する割増退職金及び再就職支援費用は、2019年度において費用計上する予定です。現時点では応募者数及びその内訳が未確定であるため、業績影響については、確定していません。

会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2019年2月12日

鳥居薬品株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 加藤 克彦 ㊞指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 男澤江利子 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、鳥居薬品株式会社の2018年1月1日から2018年12月31日までの第127期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年1月1日から2018年12月31日までの第127期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号口の判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年2月13日

鳥居薬品株式会社 監査役会

常勤監査役	八ツ本泰之 ㊟
常勤監査役	古谷 幸友 ㊟
社外監査役	出雲 栄一 ㊟
社外監査役	松村 卓治 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への適正な利潤の還元を経営の重要課題の一つと認識し、剰余金の配当につきましては、継続的かつ安定的に実施することを基本方針としております。

上記基本方針の下、経営体質の強化や将来の事業展開等を目的とした中長期的な視野に立った投資等に備えることも勘案したうえで、第127期の期末配当につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金24円 総額673,467,696円
なお、これにより、中間配当の金24円を含めた当期の年間配当は、1株につき金48円となります。
- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日
2019年3月27日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

インターネットの普及を考慮し、公告閲覧の利便性向上及び公告手続の合理化を図るため、現行定款第5条に定める当社の公告方法を電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告をすることができない場合の措置を定めるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(公告方法) 第5条 当会社の公告は、日本経済新聞に掲載して行う。	(公告方法) 第5条 当会社の公告方法は、 <u>電子公告とする。</u> <u>ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u>

第3号議案 取締役5名選任の件

本定時株主総会の終結の時をもって、取締役高木正一郎、田村明彦、梅田高弘、假屋ゆう子、角南正記、藤原勝伸、松田剛一、鳥養雅夫の8氏は任期満了となります。

つきましては、経営体制の効率化のため、取締役3名を減員することとし、社外取締役1名を含む取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の当社における地位及び担当
1	まつ だ ごう いち 松 田 剛 一	再任 取締役 医薬営業副グループリーダー 営業企画部長
2	かり や こ 假 屋 ゆう子	再任 取締役 信頼性保証グループリーダー
3	す なみ まさ き 角 南 正 記	再任 取締役 生産グループリーダー 佐倉工場長
4	ふじ わら かつ のぶ 藤 原 勝 伸	再任 取締役 医薬営業グループリーダー
5	とり かい まさ お 鳥 養 雅 夫	再任 社外取締役 独立役員 取締役

候補者
番号

1

まつ だ ごう いち
松 田 剛 一

再任

■ 生年月日

1967年2月13日

■ 所有する当社株式の数

1,507株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1990年4月 日本たばこ産業株式会社入社
 2009年1月 同社食品事業本部飲料事業部 企画部長
 2009年6月 ジェイティ飲料株式会社 取締役
 2010年7月 日本たばこ産業株式会社飲料事業部 企画部長
 2012年7月 同社飲料事業部 調査役
 2012年7月 株式会社ジャパンビバレッジホールディングス
 取締役執行役員
 2013年6月 日本たばこ産業株式会社執行役員 飲料事業部長
 2013年6月 ジェイティ飲料株式会社 取締役
 2016年1月 日本たばこ産業株式会社執行役員 医薬事業副部長
 2017年1月 同社医薬事業部 顧問
 2017年3月 当社取締役 医薬営業副グループリーダー兼
 営業企画部長（現任）

取締役候補者とした理由

当社親会社の飲料事業部門の子会社の取締役、当社親会社の執行役員及び当社取締役を歴任し、会社経営全般に関する豊富な経験や見識を有しております。これらの経験や見識を活かし、当社取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者
番号

2

かり や こ
假 屋 ゆう子

再任

■ 生年月日

1960年4月15日

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年4月 当社入社
2007年4月 お客様相談室長
2012年6月 執行役員 信頼性保証グループリーダー
2013年6月 取締役 信頼性保証グループリーダー（現任）

■ 所有する当社株式の数

7,494株

取締役候補者とした理由

当社信頼性保証部門における豊富な業務経験を通じて、信頼性保証分野に関する高い見識を有しております。また、これまで当社執行役員及び当社取締役として会社経営に参画・従事しております。これらの経験や見識を活かし、当社取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者
番号

3

す なみ まさ き
角 南 正 記

再任

■ 生年月日

1959年1月31日

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年4月 日本チバガイギー株式会社（現、ノバルティス ファーマ株式会社）入社
1984年11月 日東電気工業株式会社（現、日東電工株式会社）入社
1991年3月 日本たばこ産業株式会社入社
2011年4月 同社医薬総合研究所生産技術研究所 副所長
2014年4月 当社生産グループ副グループリーダー
2015年3月 取締役 生産グループリーダー
2018年10月 取締役 生産グループリーダー兼佐倉工場長（現任）

■ 所有する当社株式の数

3,507株

取締役候補者とした理由

当社及び当社親会社の医薬事業部門等における豊富な業務経験を通じて、製剤研究及び生産技術に関する高い見識を有しております。また、これまで当社取締役として会社経営に従事しております。これらの経験や見識を活かし、当社取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者
番号

4

ふじ 藤 原 かつ 勝 のぶ 伸

再任

■ 生年月日

1963年10月24日

■ 所有する当社株式の数

3,243株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年 4月	当社入社
2008年 6月	横浜支店長
2009年 6月	プロダクトマネジメント部長
2011年 4月	理事 プロダクトマネジメント部長
2012年 6月	執行役員 大阪支店長
2014年 6月	執行役員 営業企画部長
2017年 3月	取締役 医薬営業グループリーダー兼 プロダクトマネジメント部長
2018年 1月	取締役 医薬営業グループリーダー（現任）

取締役候補者とした理由

当社医薬営業部門における豊富な業務経験を通じて、医薬営業分野に関する高い見識を有しております。また、これまで当社執行役員及び当社取締役として会社経営に参画・従事しております。これらの経験や見識を活かし、当社取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者
番号

5

とり 鳥 かい 養 まさ お 雅 夫

再任

社外取締役

独立役員

■ 生年月日

1963年1月7日

■ 所有する当社株式の数

800株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1994年 4月	弁護士登録（第一東京弁護士会）
1994年 4月	桃尾・松尾・難波法律事務所入所
2000年 9月	ニューヨーク州弁護士登録
2002年 1月	桃尾・松尾・難波法律事務所パートナー（現任）
2010年 6月	当社社外監査役
2013年 6月	当社社外取締役（現任）
2016年 6月	株式会社ツクイ社外取締役（監査等委員）（現任）

社外取締役候補者とした理由

社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、弁護士として経験を重ね、豊富な専門知識と経営に関する高い見識を有しております。これらの経験や知識等を活かし、社外取締役として経営の監督を行っていただけるものと判断し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。

- (注)
1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 松田剛一氏は、2017年3月23日まで、当社の親会社である日本たばこ産業株式会社の使用人でありました。過去5年間の親会社及びその子会社であったジェイティ飲料株式会社における業務執行者としての地位及び担当は、「略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況」に記載のとおりであります。
 3. 角南正記氏は、2014年3月31日まで、当社の親会社である日本たばこ産業株式会社の使用人でありました。過去5年間の親会社における業務執行者としての地位及び担当は、「略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況」に記載のとおりであります。
 4. 鳥養雅夫氏は、社外取締役候補者であります。
同氏は、2013年6月20日から当社の社外取締役であり、その就任してからの年数は、本定時株主総会の終結の時をもって5年9ヶ月となります。
なお、当社は、現在、同氏との間で当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める額としております。同氏が選任された場合には、同氏との間で、当該契約を継続する予定であります。
また、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、監査役ハツ本泰之氏の補欠の監査役として、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、監査役就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものいたします。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

やま もと けん
山 本 賢

■ 生年月日

1965年8月4日

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1984年4月	日本専売公社（現、日本たばこ産業株式会社）入社
2005年4月	同社医薬事業部事業企画部 調査役
2016年1月	同社医薬事業部事業管理部 調査役（現任）
2016年3月	当社経理部長
2017年1月	理事 経理部長
2018年3月	執行役員 経理部長（現任）

■ 所有する当社株式の数

544株

補欠の監査役候補者とした理由

2001年7月から当社に出向し、経理業務を中心とした業務の経験を重ね、財務及び会計に関する高い見識を有しております。また、これまで当社執行役員として会社経営に参画しております。これらの経験や見識を活かし、当社監査役として当社の監査を行っていただけるものと判断し、新たに補欠の監査役としての選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 山本賢氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 同氏は、現に、当社の親会社である日本たばこ産業株式会社の使用人であります。過去5年間の親会社における業務執行者としての地位及び担当は、「略歴、地位及び重要な兼職の状況」に記載のとおりであります。
3. 同氏が監査役に就任した場合、当社定款の規定に基づき、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める額といたします。

以上

第127回定時株主総会会場ご案内



会場：東京都中央区日本橋本町三丁目4番1号

トリー日本橋ビル

当社本社 10階会議室

電話：(03) 3231-6811(代表)

交通のご案内

- JR総武線快速「新日本橋」駅
6番出口より徒歩1分
- 東京メトロ銀座線・半蔵門線「三越前」駅
A10出口より徒歩2分
- JR山手線・京浜東北線・中央線快速「神田」駅
東口より徒歩7分

※本総会用の駐車場はございませんので
お車でのご来場はご遠慮願います。



鳥居薬品株式会社

